

聚雲派法化の展開

長谷部 幽蹊

一 清初動乱の頻発と聚雲派並びに周辺の動向

1 蜀地兵寇の余燼

中国の歴史上、強大化した政治勢力は覇権を確立すべく彼此攻防を繰り返してきたが、それに随伴して生起する破壊、兵燹、殺戮等によつて無辜の民衆だけでなく、方外に身を置く僧徒や仏寺も禍乱に巻き込まれることとなり、程度の差こそあれ犠牲を蒙ることを免れず、平穩裡に教化活動を押し進めようとする各宗教団は、しばしば冷厳苛酷な現実に苦しい対応を余儀なくされたのであつた。^{注(1)}

四川における明末清初期の動乱については、張獻忠、耿繼茂の例を挙げて、先に少しく闡説するところがあつたが、

聚雲派法化の展開（長谷部）

以下その余党の動向について付け加えて述べることにする。⁽²⁾

張獻忠の大西国が蜀の成都に樹てられ組織化が進められる間、部下の將でその義子たる孫可望（？—一六六〇）、李定國（一六二一—一六六二）、劉文秀（？—一六五八）、艾能奇（？—一六四七）等が、それぞれ平東、安西、撫南、定北を以て任とした四將軍に任ぜられ、雲南、貴州一帯の地に出で抗清の戦いを展開した。獻忠の死後彼等は諸將と共に大西の余部を率いて四川省の重慶を攻撃し、守將曾英（一六二一—一六四七）を屠り去つた。そのうち孫可望は永曆六年（二六五二）、南路に大軍を派して大いに清軍を打ち破り、反つて桂王（一六二三—一六六二）を援けて秦王に封ぜられ、一時声望が高かつたが、結局清の軍門に降

聚雲派法化の展開（長谷部）

り、のち義王に封ぜられている。

一方劉文秀は、初め川南に戦って少しく勝利を収め、敘州、重慶を経て成都を包圍し、保寧に至ったが、清軍の破るところとなり、貴州より昆明に至って桂王に従い、蜀王に封ぜられたが、病いを得て昆明に卒した。⁽⁴⁾

また李定國は勇猛を以て聞えた將軍で、桂王を貴州に推戴し、黎平、湖南の沅州、その南靖州、武岡、寶慶等、諸方に赫々たる戦果を収め、定南王孔有徳⁽⁵⁾を破って自焚せしめた。かくて廣西、四川、湖南の三省のうち、清に叛いて南明に降る者多く、一時その兵威は四隣に振った。のち孫可望は帝を称して自立の道を歩むこととなったので定國はこれと袂を分ち、次第に相反目するに至った。ただ定國はその後戦うも利あらず、清軍に連敗を重ね、雙河、次いで景線に抛って恢復の機を窺ったが遂に望みを失い、康熙元年勦腊の軍中に憤死した。⁽⁶⁾

いま一人の將艾能奇は、四川の東辺より雲貴方面に入り、昆明を拠点として南明を援け清に抗して戦い、順治四年（一六四七）兵を領して四川の南境東川に土司を討たんとして交戦中、箭に当たり命を殞した。⁽⁷⁾

時期は前後するが、順治十六年、清朝は靖南王耿繼茂に命じて四川一円を、翌十七年には福建を鎮定せしめた。繼茂は康熙二年に金門から廈門までを掌中に収めたが、康熙十年に卒去した。⁽⁸⁾

康熙十八年、先に寧夏の平定に功のあった趙良棟（一六二一—一六九七）は、精兵を率いて漢中、興安を抜き、勢いに乗じて四川に兵を進め、龍安府綿竹県に戦って勝利し、康熙十九年には成都を陥れ清の治下に置いた。⁽⁹⁾

このように明清の交、四川の地には農民反乱軍、南明・清朝等三軍が入り乱れて攻防を重ね、一進一退を繰返したことから住民は戦禍の被害を免れ得なかった。同様に仏寺の毀損も避け難い事態であったと思われる。

張獻忠の乱では四川盆地と中部山岳地帯が蒙った惨禍は殊に甚だしいものであったとされているが、四川東部にはこれに次いで譚文譚宏兄弟による兵乱が生起しており、さらに三藩の乱によって四川盆地と湖北、陝西、四川三省交界の山地は荒廢その極に達したといわれている。しかしこの乱が終熄をみた康熙二十年以後には、政府が民を招き入れて荒れた土地を開墾せしめ、鋭意復旧を図らんとして、

「入籍四川例」を制するなど対策を講じたので、治安上の不安は一掃されるには至らなかつたものの、人口は漸く増加の一途を辿ることとなつた。⁽¹⁰⁾この間における仏寺損壞の実情と僧衆達が、打ち続く于戈の厄難にどのように立ち向かい対処しようとしたかについて以下に要約して述べることにしたい。

ところで聚雲一門において、明末清初の兵乱の禍殃を蒙る度合いが甚だしかつたのは、凡そ第二から第四世代に属する師僧達であつた。ただその所住地域の如何によつて差違が存することはいうまでもない。鐵壁慧機の罹難については先に少しく言及したのであるが、さらにその後の動静について補足的に付言する。多少の重複については寛恕を請う。

順治の末年、鐵壁下の檀越の一人向化侯澹公は、獻賊の乱後全蜀に子遺あるなく、刀頭劍下に一命を亡ずる者が居多に上るといふ事実に念いを致し、水陸会を起て薦悼の事を為さんとして鐵壁に諮つた。これに対し師は、吾輩は弘法を以て最たるものであると教えている。弘法すれば生を利することになる。よつて龍藏を開闡し、歲計に無遮を設

け、**鐵**口餓鬼幽孤を祓済して、冥陽均しく利するを庶うものであると告げた。澹公はこれを善しとし、錦江の南寶勝寺を弘揚の地とし俸金を捐てて修理し、十月には龍藏を開いて千日の禪期を啓建することになつたと伝えられる。まさに禪門本色の行道のあり方を指示したものと見えよう。

聚雲祖院も兵燹を経て数々祝融の変に遭遇しているが、そのことを康熙二年、南城山に鐵壁のもとを訪れた門人が告げ報せている。関連して一言すれば聚雲廣録は、崇禎十六年に上梓されているが、度重なる兵火によつて残失半ばを過ぎるの有様であつたので、師は工に命じてこれを重刊せしめている。それはこれに先立つ順治十一年のことであつた。このたび改めて祖院頽敝の実情を耳にした師は自ら衣鉢を捐て、また親しく玉山等の処に赴き旧隨の門弟子等に呼びかけたところ、日ならずして施物が筒に盈つるに至つたので、司事に付して鼎新せしめたといふ。⁽¹¹⁾

けだし乱世を生きる僧衆の心構えや現実的対応は区々であり、人の運命にも吉凶禍福が伴うもので一様ではない。⁽¹²⁾以下時期は多少前後するが関連する若干の事例を挙げ、兵乱と弘法について考案する資けとしたい。

聚雲派第四世大笑性崇（二五九一—一六八五）は、崇禎十五年、寇氛四方に起こり城郭俱に破れ、骨肉分離して自ら孤形となるに及んで急遽出家を志したが、順治元年不運にも賊の擄となり、寇營に随つて更変するもの七處、具さに出生入死の苦楚を嘗めた。順治九年高梁山に卓錫した三山來公に見え、五雲に受具し、康熙六年、遂に三山の印証を得たのであった。乙卯の世変に際しては師を迎えて高峰に帰つたが、繁忙を極める院事を荷担するのを余儀なくされた。大笑の如きは正に激変する時代の波濤に翻弄された一人といえよう。ここにいう乙卯とは、吳平西三桂、耿精忠等が、前後して兵を起こした直後、康熙十四年の事とみられるが、関連して後に集約した形で述べることにする。

大笑の同学千夫性一（一六一八—一六七六）は、首め鐵壁に参じ、次いで興龍寺を主つていた三山に謁した。⁽¹⁴⁾ 該寺は長江を距てる数日の程に位置していたが、烽烟四方より起こり、周辺の道が閉塞されるの狀態にあつた。師は食糧を裹めただ独り行かんとしたところ、或る人が、参尋は元より志を励まして為すべきことではあるが、冒險して禍に罹るといふのはいかがなものであろうか、と暗に再考を促

した。それに対し千夫は、大明らかならざれば生きたりと雖もなお死せるがごときであると所信を披瀝し、賊隊に随つて梁に至つたと伝えられている。⁽¹⁵⁾

兵乱に遭い劍樹刀山下に身を置くことは、僧徒が生死からの透脱を身を以て証する絶好の機会であるといえよう。翻つて思うにわが国では鎌倉時代以降、禪僧が武人に対し出離生死の要諦、活殺自在の機用を即妙に現する方途を示しており、死生禪に大きな関心が注がれてきた。⁽¹⁶⁾ ところが中土では、彼の無學祖元の如きはしばらく措き、劍刃上の用心を説いた例は寧ろ僅少で、清朝禪もその例外ではない。

次に本題に関連して仏寺復興の事例について瞥見してみよう。

2 仏寺伽藍の修建

鐵壁慧機は、康熙四年治平寺の開建を当事に請われ、翌年治平に管住した。治平は忠州東門外一里の地にあり、唐代には龍興寺と呼ばれた古名刹であつたが、その当時城郭には荊榛瓦礫の頽基を留めるのみで、人これを望んで畏怖を生じた、といわれている。師は先ず経樓七楹を成じ、茆

舎數十、重閣七楹、大雄寶殿、天王殿、左右兩翼、諸閣の陪樓腹屋雲寮等、凡そ叢林として欠ける所はこれを備えたという。¹⁷⁾

康熙七年、鐵壁が化を遷したので、同年法嗣竺峰幻敏が繼席して殿塔を修造し、三年にして煥然一新したと伝えられる。次いで康熙十一年、法弟普門顯が師席を襲い一住三年にして退いた。そこで再び竺峰が請に応じて入院することとなった。当時この地方には風鶴狼烟四方に起り、都内の人士は聚散常なく、禪の柄子も彼此去来して定めなしといった有様であった。師は挺身して此を守ったが、それは良に苦心多きことであつたようである。「野雲禪師行狀」には師と竺峰が拈拋經營三十余年諸堂を整備したとあり、野雲の塔銘には師が衆と共に經營に与つたことをいう。¹⁸⁾先に鐵壁について云われている本院重興のことは、完工の後、その功をすべて師一人に帰せしたものと解すべきであろう。というのは短日月の間にこれだけ多くの工事を仕遂げるのは至難の業と考えられるからである。しかも一旦復旧が為された後も回祿の災に罹るなどして興建が繰返し行われたとみられるのであり、落成までに三十余年を要したという

聚雲派法化の展開（長谷部）

は事実であろう。竺峰は康熙二十六年にも治平に住している。従つて三住ということになる。

竺峰は、康熙四十二年、翠華南幸の際、別庵と共に帝を呉門に迎え、翌年別庵の奏請によつて治平は「振宗禪寺」の勅額を賜うた。ただ語録等には、これ以前の入院開堂にも「勅建振宗禪寺」と記されている。¹⁹⁾『達縣志』に勅賜を庚寅三十五年、としているのは、こうした記述によつて混乱が生じた結果であると推測される。²⁰⁾何れにしても治平寺は歴代住持が辛苦して堂宇を修建し寺門を復興したことによつて、勅額を受けるに相応しい内実を整え、忠南第一の名刹として知られ、大寺と俗称せられるに至つたものであろう。

なおこの地域は、甲寅より辛酉に至るまで兵戈頻りであつた。そうした状況の下で野雲映公は、寺中に処り恬淡として平素と全く変らなかつたので、さしもの暴兵達も曾つて計を逞しうすることがなかつたという。²¹⁾これまた争乱の世を生きる一法であつたといえようか。先にある甲寅、辛酉は、それぞれ康熙十三年、康熙二十年に相当する。いまその間における聚雲派諸師の動向について一斑を挙げると、

乙卯十四年に世変あり。この時大笑崇公が三山老人を迎えて高峰に帰った事は前述したところであるが、庚申（十九年）⁽²²⁾春、東襲に再び世変が起こったので衡山炳公は三山老人に随って一時地を移し、三山は江南に渡り白巖寺に難を避けており、さらに康熙二十三年の春には旱殃久しく続き、松藩の士兵が乱を作り周辺の四野に寇掠が多発したとされている。

このように世情はしばらく紛然としていたが乙丑丁卯（二十四、二十六年）の間に至って海宇漸く昇平となり縉紳も化に向かうこととなった。かくして緇衲は雲と興こり、法席の盛んなること、慶忠老人が治平寺初創の時に比し、なお之に過ぐるものがあつたということである。やや降って康熙三十五年に竺峰敏公は、郡の方廣禪院を兼摂している。本院は兵乱によって劫火烽烟の遷革に値い、象龍は散じて寂莫、棟宇圯頽するの惨状を呈していたが、師が広く募縁してこれを復旧し、やがて大観を成ずるに至った。

ところで明代に続き清代においても、寺観庵院の建立には厳しい制限があり、それが『大清律令』第八卷、戸律戸役に規定するところであつたのは広く知られている。⁽²³⁾しか

し語録等の記述による限り、ほとんど全面的改建に近いように受取られる場合でも、工事を差し止められたような事例は見当らず、却って地方官や有力な縉紳が捐資して工を援けている例が少なくないのであつて、⁽²⁵⁾建て前と實際との間に大きな乖離が存するように思われる。

語録、燈録等には、度牒取得の手続経緯に関しても詳細な記述は認められず、ただ結果をいうのみであり、寺刹の修建に関しても実際以上に事業を誇張して称賛記述している場合が少なくない。ここに事例の一端を挙げて今後の課題とし、修訂に備え置きたい。

3 明末清初の禅宗と聚雲派

明末以降の禅門諸派の中で最も多くの法嗣を出し、化門の盛大を謳われたのは密雲法派である。この一門の領袖密雲圓悟（一五六六一一六四二）は、六座の道場に抛り、その説法は二十六年の長きに亘り、化は中土に溢れ言は天下に満つ、と称せられている。密雲の会下は三万指に余り、剃度の弟子は優に三百人を超えたという。師の法を嗣いで一方に法幢を豎立した師僧は十四人に止まるが、次世代に至って嗣法者は急激に増加し、実に四九五名を数える。中

でも破山海明は西蜀に開法して九十名に上る得法者を打出しており、木陳下が八十四名でこれに次ぎ、費隱通容も六十五名の法嗣を擁していたことが知られている。⁽²⁶⁾ただこれらすべてが真正の法を伝える者であるとの確証は見出し得ないが、少なくとも法嗣の数に関する限り密雲一派は、その第四、第五世代に至るまで優位を保ち続け、江南の地に唱道最も盛んであった。しかしながら博山元來の如きは、当機少なからざるも付法聞くことなし、といわれているように、濫りに印記を付することをせず、そのため一時後嗣を欠くとの風聞を生んだほどである。費隱通容も伝法の事を重視し、それに厳しい条件を提示しているが、それらは共に草々伝授に伴う濫嗣の時弊への反省に基づくものといえるであろう。

次に聚雲についてみるに、その俗弟子の一人田華國は、師の塔銘を撰している。「今の源流を汚り衣鉢を付する者濫りにするも、師のみは独り軽んぜず。授受には必ずその行履を勘え、見地人天に範を垂るる者にして後に之を許す」と。⁽²⁷⁾以てその伝法が厳正に行われていたらしい事が推測される。実際聚雲が入室の弟子は、鐵壁、三目、鐵眉の三公を数え

るのみである。

聚雲は、巫峽錦江の隈に光を叢み跡を晦まして大慧の法燈を中興し、師の髓を得たと目された鐵壁慧機は、行履端厳にして門庭は孤峻、壁立万仞の如しと称されており、能く全機大用を以て説法利生に力め、一派の根基を確立した。得法の龍象十八人、居士二人を数え、聚雲一門は、その第三世代に至って漸く嗣法者が増加する勢いを示した。⁽²⁸⁾しかしそれは林下に英俊満盈する密雲一流の派演の盛に比肩すべくもなく、僻陬の地に後れて成立した弱小宗派であるとの評価は免れ得ないところであったに相違ない。

鐵壁の会下として、輩字に「燈」を共有する者は二十二名を数えるが、師の法を得て席を分つ師僧は、石樓昱、眉山甫、衡山炳、三山來、三空杲、覺天啓、喬松億の七師で、共に名宿と称せられている。その余は鐵壁の晩年、師の座右を離れるまでに至らず、なお苦修し密參を続けていたとされている。⁽²⁹⁾

二 聚雲派各世の嗣承と法化の展開

1 聚雲第三世下諸師の略伝と化縁

この世代では、二十五名に上る法嗣の存在が知られており、語録も若干部伝存する。ここではそのうち十二名の祖師について、修道と開法に至る因縁経緯を略述する。

鐵壁慧機法嗣

石樓燈豆は『續燈正統』巻十七に、鐵壁の法嗣の第一位に列せられている。師は四川省益州の人で、鐵壁に忠城の江下に見えた。一夕江に遊んだ際、工部熊月崖居士が舟頂の円相を指し、「馬船もまた三十二應⁽³⁰⁾を具するや」と問うた。それに対して師はいう。「ただ仰山が半個の児孫を作得せしのみ」と。忠が続けて、「如何なるか是れ全き底」と問うに、師は、「若し全からんと要せば仰山に辜負す」と曰い、忠の「それ円相を奈何せん」との問いに対し、師は、「和尚また弟子に辜負す」と答えている。次いで忠が重ねて「那裡かこれ辜負の処ぞ」と問うたところ、「三十二應、響」と師は答えた。ここにおいて鐵壁は、遂に師を印記したという。石樓は久しく鐵壁に参じ、崇禎十五年に付嘱せられ、成

都に帰って開法した⁽³¹⁾。それは鐵壁の婆心、配慮によるものようである。

眉山燈甫は眉州彭山県の張氏に出で、少くして祖母に随つて西山に遊び、白雲洞の灌陽鑑隨（一五七三—一六四四）に参じて観心念仏の法を学び、次いで衡旨の門を叩き、その撃磬一椎を蒙るや、世業を嫌い出家を志し、内室に別れを告げて大峩山の洪椿坪⁽³²⁾に造り、孜々として一椎の磬を念じたが、やがて下山して知識を参尋して夾江に至り、一関主に遇い、少しく境涯の進むを覚えたという。師は高峰の死関を效わんとし、一大決意を以つて入関をなした。その時期は崇禎十年二月一日から十九日までの間である。それより関を出で一旦（洪）椿坪に返つた。偶々樓・喜二上座が平山⁽³³⁾より来至した。樓とは前記石樓のことである。師は二上座より『平山録』を得てこれを読するに、木鐘玲瓏の処に至るや、従前の所有洞然として滞り無きに至つた。かくて並びに舟に順つて東下し、鐵壁に平山に謁することとなつたのである。

入室に次いで平山は師を顧みて曰う。「汝は是れ峩山の僧なりや」。師は曰う「是なり」と。山が曰う。「普賢は汝が

ために甚麼なんと説かれしや」師曰く、「恰も和尚の入室に遇えるがごとし」。山曰く「委細にいうときはいかん」師曰く、「功あるときは即ち考う。功なきとき、個の甚麼なんをか考うるや」、山は驚頭に三竹篋す。是より座下に灰心こころたり。

一日師は問うた。「無絃の琴にして韻撫ある者これ誰ぞ」。山は鳴琴の声を作す。師は曰う。「宮商と曲調を犯さずして作麼生か彈をなすや」。山曰く「搥碎つかし去らん」。師曰く「恁麼ならば則ち石鞞夜笙を吹く」。山曰く、「是れ好手ならずや」と。師が付法せられた時期は詳らかでないが、恐らく崇禎十六年以後、眉山が師命によって萬壽山に住することになった順治七年までの間であつたと思われる。師は初め石柱の三教寺に入院し、次いで靈峰、圓通、石峰、興隆、東明、草堂に入り、化を八席に開いた。主任の地は東明とされている。東明は崇禎十六年秋、鐵壁が請に応じて住した寺刹で、それは曾つて虎丘の法孫旣庵昇祖しやうその道場であり、成化年中には萬壽戒壇が勅建せられたほどの大刹であつた。師は晩年、祖山に法席を罷め、鄂城に遊び、臥雲を訪れ、齊安の燕雲山の雪堂に退休した。著す所に『草堂規制』『金剛大義折疑略釋』『栗園典要』『三字經說内篇註釋』等の書

があり、叢林に伝えられたものである。

衡山燈炳は、蜀南瀘州合江泉馮氏の子で、世々儒を業としたが、師は世典を樂しまず、寶峰の洞然禪師について雜染した。初め教乘を修習したが、東下して各地に遍ねく名宿を訪い、聚雲の道誉高きことを耳にして萬邑興隆ぶつ寺にその門を叩き、痛く鉗錘を蒙ることとなつた。当時まだ年少であつた師は、授業師に随つて聚雲を礼し、幾許もなく入堂を許されたものの、門の入るべくなく、乃ち露柱に對し、わが此の身、もし露柱と同体とならずんば誓つて休するを肯んぜざらん、と誓いを立てた。かくて暮より旦に至るに、果して一なる如きを獲たのであつた。一日師は拏して曰う。「佛殿燈籠に入ると牛皮露柱を輓ひうと二なし。二無くんば分るとも別なく断なし」と。かくして未だ六十日ならざるに、忽然として前後際断するを覚え、走つて聚雲に見えた。聚雲はいう。「子、入りたりと雖も三句四喝四寶主、また當に何如んとすべき」と。ここにおいて師茫然たり。時に慶忠鐵壁が聚雲の会下に首座を領していた。一日忠に随つて山行するの次いで磊石三座に見えた。忠はいう。「此は是れ三句の前行ならずや」と。また四人に見えた。忠曰く、「此は

是れ四賓主ならずや」と。師は当下に釈然たり。礼拝していう。「元來恁麼なるを得たり」と。

ほどなく聚雲が滅を唱えたので、忠はその墓側に慮し、師は朝夕忠に侍した。年を踰えざる間、忠が平山の請に応ずることになり、師はその会下に第一座に充てられたのであった。

鄧陵は蜀第一の名勝として知られ、ここに四方の龍象一時に会集し、千五百人の多きを数えた。師は稠人の中にあつて、さらに接衲に勤めたという。その間師は忠の下で猛醒奮発し、その柱杖頭辺によく漆桶を搗穿し、遂に印記せられた。順治八年六月のことである。初めに石司(38)の香爐寺に止住したが、順治九年、夔州府石社(39)の吉祥院(40)に入院開堂し、さらに順治十三年には、忠州福城山慶雲寺に晋住した。

清朝が鼎興し、やがて皇風浩蕩して関津にもはや阻礙するものなし、と判断した師は、康熙六年、遠く万里を渉り浙の雙徑に登つて大慧祖の塔を掃つたのである。ただ『續燈正統』にも師の塔銘にも、師および一門諸師の思い入れの深さにも拘らず、徑山拝塔の事に関しては記述が極めて簡略で、しかも妙に抑制の利いた表現がとられており、そ

の点が奇異に感じられるのである。そこでいま少しく修辭を加え語を補うとすれば、師は五峰環抱し翠巒聳峙する奇勝を望み、宏麗なる殿閣棟宇林立するのを目にしながら、法席虚座(41)を託つる惨状に、万感胸に迫るあり、といったところで、状景描写が主となっている。

顧みて徑山掃塔の挙は、曾つて聚雲が熱望し且つ試みて遂に果し得なかつたことであり、鐵壁も師の志を嗣いで徑山杲祖の塔を礼せんと図つたものの、時勢艱難多く、法縁の霸絆、伝統の桎梏から脱する能わずしてその機を得ず、僅かに座末に在つた少壯の童眞禪人に事を明し実現を託したのであつた。(42)衡山の徑山行は、燈録等の記述や当時の教界の情勢から推して、師の意を満たす底のものではなく、予期した成果を挙げ得なかつたらしいことを推測させるものがある。

けだし清初の禅の教界に在つて、新たに法幢を樹て化を闢くに際しては、法の歴史化、社会化という方向性もつて実践的に形成されてきたところの、(傳燈)という宗教的象徴文化の体系の中に正当に位置づけられ、組織全体の認証を得ることが必須の条件であつた。衡山の場合はやや功

を急ぎ過ぎた感がある。この時点で聚雲法派の存在を顕示するには、十分機が熟していなかったかに見うけられるのである。

なお衡山は浙にあること二年とされているが、その間の動静については伝えるところがない。それより師は蜀に帰り、慶雲寺に住したが、一日疾を示し、康熙十九年に化を遷した。世寿七十、法臘五十三、その嗣に卓峰性珏がある。

三山燈來 師は幼にして儒を業としたが、鐵壁に参請してその法を嗣ぎ、広く法化を宣べて唱酬倦まず、緇素の景従するところとなり、聚雲一門は師を得て益々唱んなり、と称揚されている。師の行履については稿を改めて述べることにする。

三空燈杲は、順慶府蓬州の鄭氏に出で、初め郡吏となるも、一旦華銀山の南宗律師に投じて披剃、山を下りて聚雲に参じた。時に鐵壁が首座を領していたのでこれに叩問することとなった。鐵壁は平都吟翁、忠郡東明、石柱青山等に出住したが、師はその何れにおいても院事を総べたという。当時世に名宿と称せられていた破山海明、眉山燈甫等、みな之に下ると伝えられている。鐵壁に印せられて後、師は

梁山の棲賢寺に住した。棲賢は方斗山太平寺としても知られている。

密雲の法孫文雪通醉（一六一〇—一六九三）は、一日師の所住を過訪したことがあり、また師が忠州に遊んで敏樹如相（一六〇三—一六七二）と会した時に交わされた問答の語が、『續燈正統』に収められている。しかし師自身の契悟の機縁についてはいうところがない。

康熙二年、師が匡山を尋ね隆興寺に至った時、方伯余公は師を署内に迎えて晨夕問道した。未だ一載を超えざる間、偶々一字相違し、宵夜に遁れ去った。余公は人に命じて之を急追せしめたが、己に江を渡り了った後であつたと伝えられている。

康熙五年、廬州⁽⁴⁾に行化した際、新たに病い起り、衆に語っていった。「八苦交々煎^{せま}り、四大分散してかくの如し」と。侍僧問う。「和尚此に至つて如何」と。師は曰う、「老僧あに古人の下に在らん。今まきに行かんとす。われ平生大海衆を離れず。滅後には骸骨を以てこれを水濱に付せよ」かく言い畢つて逝くと。以上が『續燈正統』に記すところであるが、世寿法臘ともに詳らかにしない。

なお語録、燈録等の記述による限り、鐵壁の法嗣の中にあつて三空は、本師との関わりにおいて親密さを欠き、同門諸師とも離隔した間柄にあつたように感じられるのであるが、それは単に資料の不備によるというだけではないであらう。師の動静には終始寂寥の影が濃い。性狷介孤高の人と評すべきであらうか。

喬松燈億は、順慶府廣安州隣水泉馮氏の子、萬曆四十七年の生れである。兒たりし時、毎に自ら嘆じていった。出家し去らん、と。そこで父兄ともに之を和尚と呼び、師もそれに喜び応えていたという。時に一方士が門を過り、父に向かつていった。この子、命相凡ならず、他日大成する器であると。十七歳にして本邑の慧空庵に披剃した。程なく授業師復初に遇つた。復初は母方の舅氏に当る人で、兩都より回り、南北の経席禪風について語つた。師は投じて会下に法名玄億を拝し、同じく邑中の延福寺に止住したのである。寺内では毎に経論を開き、苦心して聴習したが、大意を明らかにしたのみで、自己の大事を脱穎するには至らず、時々これを念うことがあつたようである。のち五龍庵の講席で一禅客と出遇い、青州公案、雲門屎橛等の語を以て

相問したが決することを得ず、華銀山に上り南宗(17)に謁した。その際南宗の丈室中に聚雲老人の像を拝し、また『一貫別傳』を手にし、巻頭より仔細に見見るに得るところあり、遂に同志の靈旨数人と東下して平山に至つたが聚雲の遷化を聞いて、その嗣慶忠鐵壁に参することとなつた。鐵壁は当時聚雲の墓塔の傍らに盧していたが、翌崇禎十四年、平都地藏の請に応じた。師は自ら請うてその侍寮に入つた。

一日入室の次いで、師わずかに入るに鐵壁がいった。われ曾つて汝に教えず、と。師は珍重して出でんとするに、脚纒に門を跨いだ時、豁然として旨を領じた。崇禎十四年秋のことである。それより師は座下に誠を傾けて十五年、順治十二年に重慶府忠州柏巖禪院の請に応じ、翌十三年、同じく忠州永興寺に入院開法したが、退いて太平寺に老人を省みた。

中軍王含輝居士は、已にして宅を捨てて寺となし、延いて方來を接しめんとした。師は順治十八年、夔州府梁山県高峰禪院に入り陞座拈香し祝聖をなした。康熙七年には蜀の地を離れ、湖廣の鄂州大別山臥雲禪院に出住した。康熙九年には語録二巻が印行されており、『續燈正統』には、柏

巖、永興における、上堂、示衆の語が収録されている。
覺天燈啓は、山西省汾陽県李氏の子で、世々錦衣と記されているから、家は裕福であったと思われる。脱白して蜀に至り鐵壁に平山に謁し依止すること十年、忽爾として開悟し、偈を作つていった。「跋渉して心を勞すること十載餘誰か知らん國家盡く丘墟となるを 而今喜得す眞消息 平空白地に茆廬を結ぶ」と。鐵壁は之を印し、偈を付したのは、順治十一年四月のことであつた。偈にいう「問話するも答不來 汾陽一笨漢 老僧に依ること十年 娘生の面を見るを得たり 是れ冤家ならず 是れ兒祖の業ならず 田園一半を分たん」と。のち楚の華嚴寺に住し、皖國劉公の請いに応じて上堂している。そしてそこでの示衆の語、および自作の「十二時歌」等が『續燈正統』に収録されている。師は晩年郷に帰り汾陽の覺天寺に開法したものとみられる。

般若燈譜は、忠郡の羅氏に出で、少くして疊序に列せられている。適々鐵壁が玉山に化を聞いたことがあつたが、その時師は居士の服を披して之に謁し、參扣すること年あり。いくばくもなく室人が亡くなり、循つてまた薙髪した。順

聚雲派法化の展開（長谷部）

治十一年、鐵壁が玉山崇聖寺に上堂するに値い、出でて問う。「九重の鐵鼓如何人が一箭にして便ち穿かん」。忠曰く「鼓せよ、^ヱ。師呈勢を作すに忠はいった「撃ち通せ、撃ち通せ」と。そこで師は礼拝した。

そして遂に玉山の南に庵を結んだ。住地として冠記されている忠州玉山竹庵、というのがそれであろう。順治十年に鐵壁が館したのも玉山竹庵精舎と呼ばれている。数年を経て師は九峰を開いた。よつて九峰燈譜とも呼ばれている。師の生卒年は詳らかにしないが、三山が病重篤となつた時、その病床に在つて脈を診たとされているから、康熙二十四年の時点にはなお健在であつたことが確認されるのである。

野雲燈映については、交遊三十年に及んだという英と自署する僧人の手に成る「行狀」が有力な手掛りを提供してくれる。竺峰は英公が野翁と旧知の間柄にあるところから行狀の撰述を勧説し、英公が応諾して拳に及んだとみられる。英公に該当する人物を明確に特定することはできないが、三山の嗣の一人である天長禪師は南賓の冉氏の出であるといふから、これに比定するのは強ち不当とはいえないであろう。なお別に離堆居士撰の塔銘があるが、これは行狀に

よつたもののように、多くを加えるところはなく、共に記述の順序に不次が認められるので注意を要する。

野雲は忠州豊都の人、姓は冉氏、父と兄弟五人は何れも財力を有し善好の施を楽しんだという。崇禎十二年、師が十五歳の頃、父兄が期と見て師の為に婚配を謀ったが、師は潜かに遁れて自ら薙髪せんとした。

豪商として知られた冉開明は師の叔父に当る人で、崇禎十四年、数千金を捐て平都山に十方堂を建て、鐵壁に請うて之に主たらしめたことは、先に一言した如くである。師の兄の佛喜も既にして鐵壁に帰依し祝髪していた。初め師は出家を志し、事を父母に白したが、容易に許しが得られなかった。しかし偶々甲申の変が勃発し、周囲の状況が変化したのを潮に本懐を遂げることが出来、石柱の三教寺、青山の頂堂と引続き鐵壁に随侍し、艱危饑饉に際しても怠りなく参学につとめた。順治十二年に至り、喬松億と時を同じくして鐵壁から付嘱を蒙った。偈にいう。「棒喝施陳して大機を顯はし、赤肩に荷い來つて余の事なし 因縁節候時ありて彰れ、後に光を裕し（た）前に祖室を輝かす」と。

順治十五年、野雲は監寺四維燈智と共に鐵壁に州東牛頭

山雲巖寺に結夏を請うている。師はその後しばらく雲巖に止まっていたようで、石寶塗井の善士達の請をうけ、ここに住したと思われる。ただ語録には、上堂、垂示の語は録されていない。師は勇決の性の人とされているところから、俠氣に富み、決断力に優れ、善の氣があり暴を化する力を見えていたとみられる。ただ英公が評しているように、法筵を開くことは好まなかつたらしく、従つて修行者が蟬集することもなく、龍象を打出して嗣を設けることもなかった。⁽²⁾ 僅かに一篇の「宗統領」を伝えるのみである。それは木石課工の余の産物というべきものであるが、師の見識の高邁さを窺わせるに足る。

康熙四年、鐵壁は当時より治平古刹の重建を託され、重閣大殿天王殿を建立したと伝えられているが、これについても先に一言した如くである。即ち「鐵壁年譜」では、その功を専ら鐵壁に帰しているが、実際はその後竺峰が内務を主持し、野雲が外事を經理し、艱険を避けず、三十余年の歲月を費して金碧輝煌の堂宇を完工に漕ぎつけた。なお師は康熙二十四年の時点で、治平野雲と呼ばれていたことが知られるから、本院の事を董していたとみられるのである。

る。ここでも法語等については伝えられていない。

康熙三十六年秋、師は微恙を示し浴を索めたが、衆は天寒を以て之を止めた。翌日衣を著し端坐して寂したが、なお沐浴に拘泥していたようである。世寿七十三⁽⁵³⁾。現に語録一卷が伝えられている。

童眞至善 師は重慶府渝州江津の江氏の子。明の天順期に相國であった少師文定公淵⁽⁵⁴⁾の後裔である。甲辰鼎革の後、父海籌（諱獻圖）は夔州に守となったが、師は久しくこれに従い、父が冠を掛け帰隠した後、父子ともども石峰寺に在った鐵壁に謁して度を求めて披剃した。因みに父の号は別峯という。師は三年の間上座喬松に従って經論律学を修めた。十五歳の時、大慧語録を閲し、竹篋の話に至って疑情を發し、順治十一年、崇聖に開堂した三山に謁し、萬法師一、竹篋の話頭に參じた。慶忠鐵壁が江南に転錫するに及んで朝夕これに參請し、中秋の夕、二僧と茶を擧げた際に壺が地に墜ち、忽爾として前後際断するを覺えた。師は走って鐵壁に見えたところ、鐵壁は詰問して婆子燒庵の話に及んだ。師は声に応ずるも、やや時を経て鐵壁はいった。「未だし」と。師ここに於て得ありたりと雖もなお去るこ

聚雲派法化の展開（長谷部）

と能わず、道を見ず、末後の一句にして始めて牢関に至り、要津を破断して凡聖に通ぜず。老僧に向い開口するの前に領得せずんば錯まり了れり、と。それより二年を経て当下に豁然として、従前の所得一時に尽く除き去るに至った。

師は走り往いて鐵壁に事を質す。慶忠是について若干の諦譎を擧げるも、師はみな旨に達するに至り、ここに印可せられ記室を掌ることを命ぜられた。鐵壁は時勢と一門の置かれた立場について説き、汝よろしく諸方に遍謁して集大成せんことを期し、法のため、また人の為にし久しく滯ること勿れ、と訓している。師の語録や『續燈正統』の記によれば、康熙五年、師は命によって南行し、龍會寺に出住し、長龍に遷り、次いで萬峰の席を主ったということである。康熙七年鐵壁は、眉山甫、喬松億等に命じ、信衣手書を持って楚に入らしめ、童眞に之を寄せ、書の至ること三次に及んだと伝えられている。語録には、康熙七年、湖廣德安府孝感県簡堂禪院に住したことをいう。先という長龍がそれである⁽⁵⁶⁾。

康熙十一年二月、三山は漢口に至り、童眞に鄂州大別山臥雲禪院に会した⁽⁵⁷⁾。三山もまた童眞を目して将来法門を荷

担する大器として期待していたようである。師が湖廣に開法したことは教化地域の拡張、教線の伸展を意味するといえようが、この地に新たな法縁を形成するに至った経緯については詳しく語られていない。ただ鐵壁がこれを指示し、三山が手配したのであることは推測に難くない。

康熙十七年、師は同じ孝感県内にあった高峯禪院の法席を董し、新たに湖廣に化を弘め、聚雲法門の存在を知らしめる上に与つて力があつた。その後の動静は詳らかでなく、ただ蕪湖の護國寺に出住したことが知られる程度で、寂年の確認に資する記録にも乏しい。⁽³⁸⁾

竺峯幻敏は、忠州鄴陵の文學徐公の子、生れて敏慧人に過ぐと評されていたという。順治四年⁽³⁹⁾、十歳にして薙髮し沙彌となつた。当時慶忠の門下では、至善と幻敏との兩人が頗る機辯ありとて声華一時に高く、師は年少の身ながら沈黙寡言、世の識者達は何れ必ず大を成すの器であると認められていた。具足戒を円かにした後、鐵壁の会下に記室を掌ること凡そ一十五載に及んだ。付嘱の事に関して「鐵壁和尚年譜」に次のように記されている。

また竺峯敏に告げて曰く、「汝は童眞と同參同学にして入

道の志を同じくし、慧を等しくす。彼とともに己に頭を出すも、また当に別に往くべし。爾よろしく歩を踏みて前に向かいて大法を荷担し、祖を紹ぎ宗を承け、家業を料理せよ。退情を生じて初心に負くことある勿れ」と。かくして偈を付せられるに至つたのである。⁽⁴⁰⁾

康熙七年鐵壁は滅度するに先だち、治平に繼席せんことを命じた。依つてこれに進院し、三年にして煥状一新し、郡の石鼓寺に退居した。その後狼烟四起する一時期を経て海宇再び昇平となり、康熙二十六年に治平に結制し、康熙三十五年には郡の萬聚山方廣禪院に住し、圯頽した棟宇の募修に當つている。

康熙四十一年、師は裳を蹙げて東渡し、杯を南海⁽⁴¹⁾に泛べ、南海より嘉禾楞嚴禪院の請に赴き、惠然卓錫した。これに先立つて嘉興の縉紳護法は疏して師に入院を請うているが、その文末には禮部尚書杜臻を始め、当時詩文詩考証等、行くとして可ならざるはなしと称せられ、文名一世に高かつた朱彝尊（一六二九—一七〇九）を含め、計四十四名に上る宰官居士が法弟として名を列ねているのが注目を惹く。⁽⁴²⁾

康熙四十二年春、翠華南幸の事あり⁽⁴³⁾。師はこの特別庵と

共に駕を呉門に迎え、奏して治平寺に御書「振宗」の額を賜い、次年には楞嚴寺にも睿書「藏海慈波」の額が贈られ、また慶忠塔に「妙光」と御題せられる等のことがあった。

蓋し帝の南遊は、民情の視察を兼ね、鴻恩に与らしめ、善世を讃え、盛代を謳歌せしめようとするといった趣意に出づるもので、後の乾隆帝による南巡もこれと軌を一にするといえるであろう。ただ当局にとってそれは単に褒賞の一部門を構成する事務的行政処置に過ぎなかったとしても、聚雲一門にとつては、禪宗の一派として、傳燈系譜を含めて公けに認証されたことを意味する稀代の祥事であり、結果的に広く内外に聚雲派の存在を認知せしめることになった慶賀すべき出来事であったといえよう。

康熙四十四年、師は治平改め勅建の振宗禪寺に再住したが、同四十六年三月に徴恙を示し、衆に訓誡を与えた後跌坐して逝いたと伝えられる。師は生前雷霆の棒喝を震い、妙密の鉗錘を施し、その門内に入る者をして咸く妙証を獲しめ、その室を叩く者をして俱に真詮に契するを得しめたとして称揚されている。度弟子百人、嗣法の門人三十三師、嗣法の居士は十八人上っており、法化殷盛の状を窺わせ

聚雲派法化の展開（長谷部）

るものがある。世寿七十、法臘六十五。⁽⁸⁾

ところで『續燈正統』では、鐵壁会下の諸師のうち、幻敏に至るまでは比較的詳細に記述がなされているが、それ以下については簡略で、伝歴に関する基本的事項さえ欠落している場合もあり、必ずしも全体が整備しているとはいえない。それは特筆に値いする僧衆が次第に減少の傾向にあったことにもよるのであるが、編者の別庵が普陀に開法するため蜀を後にしたことなどから、この地との関わりが疎遠となり、勢い資料の蒐集も意の如くならなくなつたというような不測の事態が生じたためではないかと推測されるのである。

なお研究の向きによつては、ことさら原典を繙閲するまでもなく、全般的動向ないし結末までを通観すれば事足りる場合もあるうから、ここでは師僧の名を列ね、概略のみ付記し、併せて少しく探り得たことを補足して参考に供したい。

普門燈顯 師は重慶府涪陵夏氏の子、初め三目慧芝に萬松に参じたが、順治十一年本師の遷化に遭い、同年古姪禪師、おそらくは後に萬松に継席したとされる雲巖燈古が、法叔

の鐵壁に白巖に開法を請うたので、師は就いて之に參請することになり、鐵壁が五雲に錫を移した順治十六年之に従い、以後引続き鐵壁に隨侍し、南城山寶聖寺では會下に監院の職を掌り、鐵壁の付囑を蒙った。康熙二年中のことである。かくして桐柏山白巖寺⁽⁶⁾に出住し、化を關くこととなつたのである。

體如燈慧 師は郡の李氏に出で、初め太平に慶忠に參じた。ここにいう太平は夔州府梁山県の棲賢寺を指すと考えられる。因みに鐵壁は、順治十二年、玉山、塗井を経て王用庭の問道に応え、翌十三年總戎陳貴榮の請を受けて棲賢に入り上堂しているから、師が參じたのはこの頃のことであろう。

一日、師は鐵壁が香嚴擊竹の話を拳するを聞いて、言下に悟あり。地を啐いていった。「原來ただこれ恁麼。多少の英傑を顛⁽⁷⁾預す」と。忠曰く「道え甚麼」。師は拳頭を豎起した。忠曰く「是れ甚麼」と。師は忠の面前において地を壑⁽⁸⁾くこと三下して払袖して去つた。鐵壁に付囑されたのは康熙二年のことであり、その後、夔州の天元寺に出住したものと推測される。生卒年は明らかでないが、竺峯が起龕師をつ

とめたらしいことが知られるから、康熙の前半期に化を遷した可能性が高い。『續燈正統』には、これに続けて九名の緇素が列次されている。以下に簡略な伝歴に關わる事項、上堂、示衆等の語を含むものについてはその下に付記し、聯芳の項に付囑の偈が存するものについて偈ありと記して表示する。

天峰燈南 忠州 雷氏 偈あり

惺徹燈法 上堂の語 偈あり

天寧燈九 讚語

慶忠燈向 示衆の語

大川燈濟 拳（拳唱、拈則の語）

暉白燈桂 拳

四維燈智 拳

天長（燈英？） 南賓 冉氏 偈あり

妙德尼燈鑑 拳

嗣法の居士として

熊汝學 豫章豐城人 偈あり

文章庵

湖屏山

王一喝⁽⁷⁰⁾

偈あり

萬松慧法嗣

雲巖燈古 師は郡の江氏の子、少くして覺序に列せられ、萬松に華巖に参すること三年、始めて雜髮して松に参ずることとなつた。松は偈を示していった。閃灼たる電光寒く、忻然として寶匣を出づ。曠劫たる無明の根一時に都て抹殺すと。二年を経て第一座に充てられ、松の滅後、衆に請われて萬松寺の法席を継いだが、その説法絶えて人の記録するを許さなかつた。

覺樹燈世 師は郡の丘氏の子、少くして書生となり、萬松に謁し楞伽經において度を得、侍寮に入ること命ぜられ、年を経て始めて源底に徹し、印心されてより後、跡を涪江に混ざるもの十有六年、康熙五年に鐵壁が龍昌に錫を移し、聚雲が虚席となつたので、命によってその法席を主るに至つた。

岫巖燈燎 師の伝歴は知られないが、上堂の語の一部が伝えられている。婆子燒庵の因縁を拏し、頌して曰く、枯木寒巖に異草青く、眸を凝らして坐卻すれば白雲深し 一朝鐵樹に花開いて徧く 氷雪紅爐に列鐵騰る、と。

聚雲派法化の展開（長谷部）

寶峰慧麗法嗣

聚雲の会下には上述した鐵壁、三目両師の他、萬里外の弟子と称せられた鐵眉慧麗が在つて、華巖、雲來、大佛寺等に巴掌を以て微妙の法を説き世人の注目するところとなつた。順治六年⁽⁷¹⁾、師は衣鉢を耳庵嵩に付し、遽かに化を遷したと伝えられている。

耳庵燈嵩 師は忠州鄂陵の人、姓は毛氏⁽⁷²⁾。幼にして本県の三姓庵に祝髮し、初め教乘を習学したが、吹萬老人が忠州聚雲寺に幟を樹つと聞き、之に参随すること多年、その後鐵壁が平山に開法するに値い、これによること年あり。次いで巴掌に参じて第一座を領し、臨終に衣鉢を付せられて心印を受け、伏虎、熊耳、廻龍、天寧の四刹に開法した。

順治十三年秋、一日疾を示したが談笑し、自若として常に法筵中に経行した。これを見て侍僧がいった。「和尚近日違和、止まりて宜しく尊重し調摂すべきなり」と。師は笑つていった。「施主が信心嘉すべきなるも、われただ留ること数日、渠がために証盟するのみ。事畢らばわれ去るべし」、衆これを聞いて驚異せり、と。二日を経て衆を集め、これに告げて曰く、「汝等先師の衣法を以て三山師弟の処に送

り、わが為に展転して人を求めしめよ。汝等一並に往きて
 参じ自らに辜負すること母れ」、といひ訖るや跣踏して化
 した。⁽⁴⁾ よつて茶毘して忠州天寧寺東に塔が建てられた。

陳世凱は、巴掌の法を嗣いだ唯一人の居士である。字は贊
 伯、湖廣施州衛の人。⁽⁵⁾ 因みに父が寶峰を迎えて法を説かし
 めたことがあり、公は朝夕峰に参叩した。峰が偈語を開示
 するや記憶して一語すら忘失せず、懐に恆たざるときは則
 ち端坐して参究し書することなく、夜は必ず惺悟を求めて
 のち已む、といった精究ぶりであった。官は累擢せられて
 杭州に副將となり、耿精忠が叛いた時、戦功を樹て浙江提
 督となった。公事の余に緇衲と唱酬を欠かさず、当時の名
 宿はみな礼して之に下る、と伝えられている。

公が六十の誕辰に当たり、普陀（恐らくは別庵）は使を
 遣して之を祝し、公は答えるに偈を以てした。曰く、金剛
 の不壞なるを方に壽となし、舍利の光明に始めて眞を見る。
 萬法頭に到れば渾て夢に似たり、性原ぬ了る處これ長しえ
 の春、と。卒して襄敏と諡せられた。

先に少しく論及するところもあったが、他派との關係に
 ついて補足しておきたい。聚雲派第三・四世代の諸師の生

存年代は個人的に延促が存するものの、西紀一六一〇年代
 から一六三〇年代で、これとほぼ同時期に生存したのは南
 嶽三十三・四世、青原三十八・九世に属する諸師で、地域
 を四川に限定していえば、特に目立つのが破山海明の法嗣
 である。即ち敏樹相、澹竹密、燕居申、丈雪醉、蒼松鶴、
 凝眞定、壽山福、竹帆波、慈門毓、覺城柱、默石悟、蓮月
 正、石龍雪、西瞿望、靈隱文、慧覺衣、僧可實、靈水綬、
 九昭朗、三際通、壁觀嵩、密行忍、大吼傳、月宗星、聖可
 玉、寂光豁、易庵師、快雪國、石床平、萬竹葦、秋水滿、
 古城堅、百城著、本源液、雲幻宸、雲嶠水、千松萬、六岫
 奎、穎初顯、不會法、嘯宗密、指北鑑、九彥歷、深省純、
 無漏涵、石幢壽、遺聞幻、無私元、兩生從、竺意傳、禦木
 章、耕雲鑑等の諸師がそれである。これらの師僧は四川の
 広い地域に開法しており、破山派の教線は、成都府 漢州、
 保寧府 閬城 廣元縣 劍州、順慶府 南充縣 渠縣、夔
 州府 開縣 梁山縣 新寧縣 萬縣、重慶府 巴縣 渝城
 綦江縣 合州 忠州 酆都縣 墊江縣 涪州、潼川府
 射洪縣 蓬溪縣 遂寧縣 嘉定州 瀘州等、四川東半部の
 ほぼ全域に及んでいる。（*を付した七師は重出）

これによつて聚雲・破山兩派が地を接し時に競合する開法地を避けて法幢を樹て、教化に力めたことが窺い知られるが、師僧の数の上でも開化地域の点でも總体的に破山派が優位を占めていたことは動かし難い事実であつたとみられるのであり、周辺の湖廣、雲貴地方への進出、教線の擴張においても破山派が先鞭をつけ、一歩先んじていたことが知られるのである。

2 聚雲第四世下諸師の略伝と化縁

この世代では、凡そ二十八名に上る法嗣があり、それぞれ一方に抛つて所伝の宗旨を祖述した。中でも別庵性統の活躍は正に刮目して見るべきものがあるが、他の諸師も第三世下に劣らず化門を拡張し、派勢の維持発展に力めており、少なくとも一派守成の役割は果たしたといふことができる。

衡山燈炳法嗣

卓峯性珪 師は本州成氏の子、十五歳の時、笑松の座下に祝髮、松蘊について教典を習ふこと之を久しうし、衡山の道風揚溢するを耳にしてこれを礼し、簡事を力究して晨昏にも輟めることはなかつた。衡山は目して器とし、命じて

聚雲派法化の展開（長谷部）

靈一と号せしめた。苦参夷に二十年に及び偈を呈して、沿流唱和歌、拄杖、扠子を付せられ、また号を卓峰と改めた。康熙十九年、衡山が謝世するや師は靈骨を奉じて高峯の祖塔に葬り、同年忠州慶雲の法席を主り、競競として師の志を継ぎ、敢えて怠せにすることはなかつたが、康熙二十四年に急逝した。

鑑堂一 師は竺峯幻敏の法嗣の一人で、しかもその優なる者である。竺峯には他に六人の法嗣の存在が知られているが、伝歴等何れも不詳である。師は童年出家し、順治十五年前後、寶光院において師翁鐵壁の座下に具足戒を円かにし、竺峯の鉗鎚を受け、康熙三十五年頃に付法せられ、忠州常樂寺の請に應じて開堂した。その後優曇禪院に上堂したること、さらに振宗禪寺に乗拏したことが知られる程度である。嗣法門人明滿、明慧等は法孫、玄孫と共に康熙四十七年に師の語録（不分卷）を楞嚴大藏に付して印行している。これには上堂、示衆の法語の他、若干の仏事の記録、源流頌等が収められている。

なお聚雲第四世の諸師については僅かな語録が残されているほか、『別庵和尚同門録』(以下同門録と略記)が、ほ

とんど唯一のまとまった資料である。しかしこれとて三山の法嗣十名と五人の居士について立伝しているだけであり、編者別庵が康熙二十五年には蜀を後にして普陀に移董していること、採録の対象になっている師僧が別庵と同世代に属しているため、その生涯の全体に記述が及んでいないことなど、種々の制約の下で書かれている点を考慮する必要があるのである。因みに本録版行の年時は康熙三十年である。

三山燈來法嗣

千夫性一 師は忠州張氏に出で、はじめ慶忠鐵壁に参じ、次いで高峰三山に謁した。三山が興龍の法席を主った時のことである。その後における兵難と梁山への逃避行については先に触れたところである。師は力めて高峰に参請したが所入がなかったようである。時に無言性養が監院の任に在ったが、師は養公と公案について弁論し、それを高峰に質したところ、打せられること実に二十拄杖、峰は命じて「樹倒れ藤枯る」の話を看せしめた。師は発奮力参し、寢食俱に廃す、といわれた程精進を続けた。一日衆と披務に随い、油麻を背負い横山を過った際、枯竹を踏んで声を作す

や、路傍の野雉が驚き、鳴いて飛び去った。師は釈然として大悟し、峰に印せられ、命によって分座説法した。付嘱を蒙ったのは順治十八年春の解制時で、無言と同時であったという。この年高峰が梁山の五雲を辞去した後を承けて席を主り、次いで邑の高峰に遷って化を開いたが、康熙十六年十一月、奄然として逝いた。世寿五十九、法臘三十。

無言性養 師は忠州墊江県劉氏の子で、幼くして出塵し、慶忠鐵壁に参謁した。その座下に化主を職とし、次いで客司に充てられたが、公を急とし私を忘じ、凜凜として古風ありと称せられた。次いで高峰三山に参じて監院を司り、公事の暇に志を己業に励まし、日に玄奥に臻ったという。順治十七年、三山が梁山県五雲本院を主るや、請われて第二座に居る。同十八年には付嘱を蒙って、西龍、普陀に出住した。『同門録』には、上堂、示衆の法語が録されている。康熙七年高峰が南下して師を召し、曇華の院事を主らしめんとした。師は命を奉じて居ること三年、精勤して衆に泣み、克く前徴を紹いだが、康熙九年の冬微疾を感じ、衆を集めて偈を説き順寂し、高峰祖院の左に葬られた。

大衍性豫 師は本邑呉氏の子、甲申（一六四四）の変にそ

の族衆が害せられたが、師と同胞三人は辛うじて禍を免れるを得、志を決して出塵し、高峰に五雲(55)に参じ、「無夢無想主人公」の話に参じた。この年高峰は、高弟四人(56)に事を嘱して退隱せんと謀った。普茶の次いで三山は衆に対して、

老僧辛苦して数十年、今や法門を荷担するに人あり、この後は願はくは住山して以って吾が志を終えんとす、と告げた。この時性豫は、なお未だ法門を担う人なしとして猶子を願った。高峰は師を敢えて呵責することはなかった。四人の高弟は早く世を去ったことである。師は高峰の下で記室を掌ること十余年、康熙十三年長慶に出住し、また祇園の檀信の請に依じて上堂したことが知られており、『同門録』には示衆の法語が多く録されているが、その所終は定かでない。

紫垣性貴 師は忠州の胡氏の子で、早歲緇衣を披し、はじめ萬松芝公に参じた。萬松が炉を囲むに値うの次いで、一僧近前して立つ。松は火匙を炉に拈じ、灰上に円相を画き之に示した。僧は火匙に接して円相中に挿む。萬松はまた脚を以て抹し卻り、便ち起ち去る。師ここに於て省あり、清と。次いで高峰に謁し、侍司に充てられること十余年、清

操潔志始終渝ることがなかった。之を久しうし、遂に、心眼豁開することを得て、康熙六年に三山から付嘱せらるに至ったのである。(58)以下少しく『同門録』の記述に従つてその後の消息を述べることにする。

一日峰は衆に対していった。高峰頂上に一隻の瞌睡せる虎ありと。師出でて一喝す。峰はのちに、示すに法語を以てし、「國師三喚三應あり、なお辜負すというがごとし。而今高峰の一語一喝また且く如何ん。是を想うに当人は多年方丈に如許の賊私(まじ)を得て一朝將來を考較し、覺えず口に信せて供出して没量の膽略を展開し、噬人の爪牙を露出せり。長沙の大蟲（景岑のこと）、鋒を虎丘の睡虎と争うこと莫れ。能く敵を拒む無ければなり云々」と述べている。

それより師は、光を韜み跡を晦まし、一蒲一衲もて志は林泉に甘んじ、遊化山水の生を楽しんだとみられる。凡そ世間には、語りて以て出世するあるも、師はただ笑つて答えず、之を請うて再に至れば則ち佛然としていうのを常とした。わが志には非ず、と。一時の緇素は、高風を仰慕せざるはなかつたという。

今に伝える若干の詩偈から、師の日常底を窺うに、春日

散歩して蒼煙芳英を踏み、野封を以て水を酌み、釣を事とし、月夜に漲水を觀賞し、沙汀を行き船に乗って滄州に泛び、一曲の漁歌を聞くのを喜ぶなどして塵世を超出し、任運自在に閑遊して生を終えたものようである。

惺若性定 師は忠州趙氏の子、年十八にして弔巖に投じて雑染受具した。初め高峰三山來公に参じ、雙桂に謁し、三山が五雲に遷るやまたその門を叩いている。高峰は順治十一年に袁寶善居士に請われて崇聖に開堂しており、五雲に遷ったのは順治十四年であるから、師の参学は、順治十一年から十四年までの事とみられ、またこの記述の順序が正しいとすれば、その間のある時期に雙桂に謁したことになる。雙桂は破山海明を指すとみられるが、破山が雙桂に住したのは順治十七年のことであるから、ここではその後広く通用した呼称によったものであろう。破山については僅か三字を以て明言を憚るかのよう^(註)に略記されているが、恐らく短期のことであったと思われる。

『同門録』によれば、師は狗子佛性の話に於て醒あり。次いで侍者を命ぜられた。三山は、康熙二年に高峰を創し、同五年には曇華の請に応じ、康熙八年、嘉興天寧寺の法席

を領したが、その間師はこれに従って記室を掌ること十八年に及んだといい、よく玄旨に透徹したと伝えられる。「同門録」は師の受印を康熙壬子（十二年）としているが、『三山年譜』は、これを康熙六年の事としている。ここでは後者の記に従いたい。年譜には時を俟つて化を行ぜしめようとしたとある。恐らく康熙六年に記別せられ、康熙十二年に改めて信弘源流等を付嘱せられて請に赴いたものである。初めに雨花に出住し、次いで重慶府龍橋に遷ったことが知られ、上堂、小参の法語が伝えられている。

雲林性現 師は忠州潘氏の子で、高峰に五雲に参じたというから、性定の伝の中で触れた如く、時期は順治十四年以後に属し、その時師は二十歳乃至それを若干越えていたとみられる。機弁人に過ぎ、初め侍寮に入り、次いで維那に任じた。峰は興龍、曇華に錫を移したが、師は従つて之に侍したという。『同門録』に見る高峰との問答機縁は次の通りである。

一日、高峰問う。「如何なるか是れ你侍者の事」。師はいう。「請う和尚尊重せよ」。峰問う。「如何なるか是れ你維那の事」。師曰く「法王法如是」。峰曰く、「あなたが本分の事、

響」。師曰く、「早く己に呈白し了れり」

康熙十四年、衆が蘿月に開法せんことを請うた。よつて上堂して曰く、「萬法一に歸す。一何れの處にか歸す。明眼の衲僧重ねて拳するを用ひざれ。收來し放去して明歴歴。畢竟如何ん。春には芳草地に遊び、夏には緑の荷池を賞す」終りに大法偈を録す。曰く、大法とは是れ何の法ぞ。原來縫罽なし。石甃は玄歌を唱へ、磯頭に聲鴨鳴たり、と。これによつて僅かに師の禅機の一斑を窺うことができる。

大笑性崇 師は川北道順慶府岳池具魯氏の子。幼にして覺序に列せられ、五歳の時父に随つて鴨山寺に書を読み、僧の華嚴經および課誦の声を聞いて感涙下りて雨の降る如くであつた。師は毎に沙彌の輩と喜戯し帰家を欲しなかつたといわれている。崇禎十五年、寇起こるに値い、父母に随つて難を避け、地を遷ること数個処に及んだ。その後不幸にして双親が相前後して逝去した。加えて甲申の変に際しては虜となつて川東に送られたが、総戎袁寶善が賊を破り、その時偶然師を得た。袁公はその志気常童に類せざるを見て詰問し、なんじ官を欲するや、というに、師はただ成佛を欲するのみと答えた。袁公は之を異としたと伝えられて

聚雲派法化の展開（長谷部）

いる。順治九年、高峰三山燈來が梁山に卓錫すると聞き、師は決して脱塵を志した。偶々袁公が三山を迎えんとして江を出で、師を來公の許に遣した。これより三山に親炙することになり、高峰も喜んで雑染の勞を取り、命じて、念佛する是れ誰ぞ、の公案に參ぜしめた。之を久しうして省あり。また命じて、句何れの處に歸するや、を看ぜしめるに、猛參すること三昼夜、忽然として大徹し、失笑して衆を驚かす、のことがあつたという。峰に侍すること二十年、初め侍寮、次いで副寺、さらに監院に任ぜられ、叢林の重大事を赤身に擔荷し、聊かも推遜することがなかつたという。康熙二年、三山は高峰開創の工未だ竣らざるに、向化侯の請に應じて曇華に遷ることとなり、師に高峰の院事を託した。よつて師は日に土木を事としたが、また錘を拈じ拂を豎てるなどして少しも怠らず、衲子も効死に甘んじて去ることはなかつた。康熙五年に一旦工を竣え、三山を高峰に迎えて禪期を建て、翌六年三山に曇華に随侍して法衣源流を付せられた。康熙十四年、師は総戎覲橋易公の請に應じ、夔州府萬縣觀音山寶積寺に晋住した。風を聞いて四衆嚮往し、その法席極盛を謳われた。その後康熙二十七年

には、呂侯張公縉紳士庶等とともに師を寶積本院に請した
ので、ここに結判上堂した。師は崇禎六年（一六三三）の
生れであるが、卒年は知られない。康熙二十九年、同三十
一年の刊記を付する語録三卷^⑩が嘉興藏に編入され、今に伝
えられている。

又山性證 師は南濱譚氏の子。早く父を喪い、母の張に撫
育された。長じて郷塾に就かしめられたが、資性超卓にし
て目に先生なしという有様で、張は屢々之を苦とするも師
は聴くことはしなかつたようである。千夫性一禪師が師の
舅に当る縁から、張は千夫に托し高峰に依らしめた。『同門
録』によれば、年十四にして芟染、字を冷眼という。念佛
する是れ誰ぞ、の公案に参ずること三カ月余、一日盃を托
して方丈に上らんとし、失脚して丹墀に落ち、その時盃碗
が粉碎して音を発するのを耳にして契悟し、走り行きて峰
に見えた処、峰は急ぎ、念佛する是れ誰ぞ、と問うた。師
は一指を豎立した。峰が偈を道わんこと命ずるや、声に応
じていった。「念佛する是れ誰ぞ。われに一指ありてこの箇
の不生不死を識得す」と。峰曰く、「且く去りて待つこと間
くせよ。你を打せん」と。師は出でて人に謂て曰く、「老漢

回つて我を打せんとす。不得なり」と。この夜峰は堂に落ま
りて師を喚ぶに、至れり。峰衆に謂つて曰く、「汝等老僧に
参隨すること多年、終日箇の不哭の孩子を抱きて放下する
を肯んぜず。反つて冷眼沙彌の若かざるを奈何んせん」と
いい、峰は堂を出づ。衆は師を挽いて徴詰し、偈を説き応
對せしめること百余人、みな口を充うて出で、悲感して涙
を下したということである。

新寧の尹であつた沈公は峰に参じ、宗旨の謬譌の処に遇
うや、「汝冷沙彌に問い去れ」といわれた。師の処において
發明するところが少なくなかつたので、沈公は大いに心服
し、屢々師に囑せんことを請うた。しかし峰は之を却けて
いった。「孺子大遠在」と。

高峰は後に浙の地に入り、師は峰に随侍した。これは峰
が嘉興楞嚴寺に出住した頃^⑪のことと思われる。師は、孔茂
弘と共に洞門の学匠として名の知られた偈亭淨挺（一六一
五—一六八四）に、梵受寺に相見したことがあつた。因み
に偈亭が嘉興の梵受に住したのは順治七年のことである。^⑫
茶話の次いで、相互に若干の語の応酬あつて後、偈亭は、
「冷上座は法門の龍象なり」といったと伝えられる。その異

色の才を認めたものであろう。師はそれより峰に侍して蜀に還り、康熙十四年解夏に付囑を蒙り、湖廣忠司の善述寺に出任し、次いで圓通に遷っている。圓通は桂林の圓通寺であらう。師についても終りを詳らかにしない。

耳庵燈嵩法嗣

玉眉性亮 師についてはまとまった記録が残されていない。先に巴掌は傷を三山に囑せんとしたが、山は辞して受けなかつたといひ、のち耳庵は三山に、代接して態耳の後を昌んならしめるよう懇望したと伝えられる。耳庵が順治十三年に順化した後、三山は前約に従つて、康熙八年王眉亮維那に代囑し、衣鉢を托して熊山の獅子が長えに法乳を以て灯伝を続けんことを期待した。しかし玉眉は痰疾を病み、空法禪人⁽³⁴⁾に法を交付せんことを願ひ、山に先立つて世を去つたとみられる。このように代付が続くのも例が少ない。

以上が聚雲第四世に至る師承と法化展開の梗概であるが、この一門は、他の断片的記述から、少なくともその第六世代までは嗣を伝えたことが窺い知られ、宗派の存在は清末に及んでいると推測される。ただ第五世以降については記録の伝えられるものが殆んど見当らず、従つて法孫諸師の

動静、一宗の隆替、法化の成果等について解明し詳述する術がない、といわざるを得ない。

注

(1) 中国歴代の諸王朝は、北虜南倭の語を以て表されるように塞外民族の侵入に悩まされてきた結果、特に北辺の防備を厳なした。明代には番戍班軍が置かれ九辺鎮が設けられていたが、国力の衰頽と共に防衛組織が弱体化したこともあつて、明末以降、一方において異民族の入寇を許し、他方義拳の美名の下に農民軍の反乱が頻発した。明朝は内患外憂交々起こる状況に追い込まれ、いふなれば内外両面からの突き崩しによつて、その社稷が潰え去つたのであつた。

(2) 本紀要第三十二号所収、拙稿『續燈正統』と聚雲法門(II)三一参照。張獻忠は明朝に抗し、十五年余の長きに亘り戦い続け、その間しばらくは飢民を救恤して歓迎されたこともあつた。しかしやがて明の殘党だけでなく一般の人もをも殺戮したので支持を失ひ、成都から川北順慶府西充に撤退して鳳凰山に駐屯し、交戦のさ中に箭を受けて卒した。また自殺したとも伝えられる。『明史』卷三〇九、列傳二四一—三三(新文豊刊本)。孟森『明清史講義』上、三二三頁以下。A・W・恒慕義『清代名人傳略』上、二五八頁。Arthur W. Hummel, *Eminent Chinese of the Ching Period*, pp. 37-38. J. D. Spencer, J. E. Willis Jr., *From Ming to Ching*.

聚雲派法化の展開（長谷部）

- pp. 105-106, 145, 146, 170, 253. Yale Univ., 1979. 特に吉尾寛『明末の流賊反乱と地域社会』に詳しく。
- (3) 湯綱、朱元寅編、二十五史新編『明史』一三二七四頁以下。『清史稿』第三冊、卷二四八（中華書局本）。
- (4) 『中国歴史大辞典』清史上、上海辞書出版、一九六頁。
- (5) 上掲『清史稿』三二二四八。同『明史』一三二二八二、『中国歴代名人勝跡大辞典』二六六頁。
- (6) 上掲『明史』一三二二八一。op. cit. *Eminent Chinese of Ching Period*. pp. 489-490. 柏楊、歴史研究叢書第三部『中国歴史年表』下、一一八八。他に獻忠、可望、定國に従って戦い、のち清に降り承恩公に封ぜられた將に白文選（六一五—一六七五）がある。
- (7) 前掲『清史』上、九六頁。
- (8) 同、『清史』上、四〇三頁。
- (9) op. cit. *Eminent Chinese of Ching Period*. pp. 77-78. 『國朝耆獻類徵』初編、二七六頁。
- (10) 忠州達県では、明末に流賊によって屠殺され、遺黎幾んど尽く、といわれ、戸籍が銷亡したが、清初に陸統招徠され、順治、康熙の間五千三百九十三丁を数えるに至ったという。鈴木中正『清朝中期史研究』六六頁以下。呉友庵修『忠州直隸志』卷一。
- (11) 『慶忠鐵壁禪師語録』中華大藏經（以下中華藏と略記）二一五八一No.二四〇、四八四三九、四八四四五。
- (12) 地はやや隔たるが、明李峨眉山禪師崖において大安寺の僧了空鑑隨は、衆を率いて賊を禦ぎ崖に触れて亡じた。郷人は師を義人として祀ったという。『青城山記』卷一。
- (13) 『大笑禪師語録』卷下。中華藏二一七七、六七〇八三。
- (14) 三山燈來は、順治九年頽壞せる石龍寺を修して大觀を成し、これを興龍寺と改めた。完工は順治十六年前後とみられる。
- (15) 『別庵禪師同門録』卷上、中華藏二一七七—六七一〇七。
- (16) 今井福山『武士禪機緣集』Nukari ya Kaiken, *The Religion of Samurai*. London, 1913. 立花俊道『葉隠武士道と禪』三省堂等参照。
- (17) 『慶忠鐵壁禪師語録』中華藏二一五八一—四八四四六。
- (18) 『野雲映禪師語録』中華藏二一七九—No.四八四。
- (19) 康熙戊申に治平に入院した笠峯について、語録卷一の冠記併せて参照。これは鐵壁の治平重興の記と同巧異曲の修辭的扱いといえる。
- (20) 『普陀洛迦新志』にも、四十二年賜額のことに触れている。卷四一八。
- (21) 『野雲映禪師行狀』中華藏二一七九—六九〇九三。
- (22) 庚申は趙良棟（一六二二—一六九七）が成都を攻略する戦いを展開した時である。
- (23) 『衡山禪師語録』「高峰三山來禪師年譜」等参照。
- (24) デ・フロート、牧田諦亮訳『清朝に於ける佛寺道觀及び宗教生活に関する法律』『佛教文化研究』第一号。周叔迦編

撰、江燦騰主編『清代佛教史料輯稿』一七七、一八七、二二四、二二六頁等。

(25) 治平寺の場合、向化侯譚養元 總戎任履素、郡牧劉肇公等 郡の文武の官、縉紳が鐵壁に重建を請うた、とされている。

(26) 拙著『明清佛教教團史研究』三四三頁。

(27) 「吹萬大師塔銘」中華藏二一五八一四七九九七。

(28) 例えば鐵壁門下だけでも、嗣法門人二十一人、度門弟子一百七十余人を数える。

(29) 文章庵撰、鐵壁の「行狀」参照。

(30) 觀世音菩薩の三十二身、『首楞嚴經』卷六。

(31) 『鐵壁機禪師語錄』卷六一一五、卷十一九、一〇。同年譜十五年壬午、十六年癸未の条参照。帰郷に際し南濱の浯江で鐵壁に別れを告げた。浯江は鐵壁が聚雲に参じた縁りの地でもある。

(32) 大叢山は、嘉定州峩眉県西一百里に、洪椿坪は天池峰下にあり。坪内千佛庵には洪椿古樹が存し、よって名あり。『峩山志圖説』卷二一九五。

(33) 鐵壁は、崇禎十四年、鄴陵の豪商冉開明の請に応じ、新創の平都山地藏院に入院している。

(34) 心を死灰の如くならしめる。無心の境。

(35) 曉庵は西禪瑞の嗣、寺後に塔あり。東明寺は、忠州の南三十里の地にあった。

(36) 吹萬は、崇禎十一年に本院に晉住したが、その後聚雲に

聚雲派法化の展開（長谷部）

再住した。衡山は、吹萬の示寂に至るまで数年間、これに随侍した。

(37) 共に思慮分別を絶した心のはたらきをいう。「露柱燈籠」については『碧巖録』十五、評唱参照。また「佛殿の露柱に燈籠を掛く」。

(38) 石砮の宣慰使司、その設置は順治十六年のことという。

(39) 鐵壁の年譜には、順治元年に衡山を留めて吉祥院に住せしめたことに触れている。

(40) 明末以降徑山には大慧派の後続がなく、虎丘下、その他の法孫が住してしたことを暗に示唆し、慨嘆したものであるうか。

(41) 「慶忠鐵壁和尚年譜」康熙三年の条参照。

(42) 忠州敦里四甲汝溪灘の陽にあり。里人茫氏の創するところ。久しく圯毀していたが、師が荒を破し草を鬪いて造修したもので、前に清流を帯び後に丘阜を枕にし、長松修竹左右に圍繞し、丹桂紅蓮後先に開放せり、と志に記されている。前掲『忠州直隸志』卷三一一三〇。一名衡山堂。

(43) 三空の位次は三山に次ぐものと解されるが、その付法は、汾陽啓（順治十年）喬松億、野雲映（共に順治十二年）より後で、順治十四年のこととみられる。ただ師が衆のために功ありしこと、特に心力を費したことは評価されていたようである。

(44) それは丈雪が順慶府崑盧山鶴乘寺に在り、敏樹が萬縣慈

聚雲派法化の展開（長谷部）

雲禪院に止住した頃のことであろうか。

- (45) 四川省瀘州（民国）の地の誤記か。ただ安徽廬州府は喬松語録開版に捐資した程自明の任地で聚雲派と無縁ではない。
- (46) 三山の年譜によれば、三空は気性があまりに激烈で、得法が三山より遅れたのを不本意としていたように解されるどころがある。ただ三山が自ら遜って、三空を兄として立てたので三空も慚服し、執礼尤も恭しかったといわれている。
- (47) 南宗は、三空の剃度師でもあった。
- (48) 「鐵壁和尚年譜」順治十一年の条（三二紙）参照。
- (49) 原文には「室氏以故」とある。以故は死を意味する。例、「其姉氏以故」「煎燃餘話」。
- (50) 鐵壁は、順治十年請に応じてここに説法、翌年に開堂した。
- (51) 『續燈正統』卷一八一—一五。
- (52) 『野雲映禪師語録』中華藏二二七九—五九〇九三。
- (53) 法臘は五十三、という。従って順治元年、二十歳出家と
いうことになる。
- (54) 唐宋の行政区画の一、長く古称が用いられている例。治は重慶府巴東の地に在り。江津県はその南に当る。
- (55) 彼の事蹟の一部が、『明史』卷十一—本紀七に、「……甲戌平江侯陳豫、學士江淵、撫輯山東河南被災軍民云々」と見えている。
- (56) 長龍は恐らく山号であろう。師は簡堂禪院における上堂において、新長龍を称している。「高峰三山來禪師年譜」（以下三山年譜と略記）康熙八年、同十一年の条。
- (57) 四川からは遠隔の地のように感じられるが、忠州からは大江により舟航して東下し、宜都、江陵、臨湘、嘉魚、漢陽を経て、鄂へ直行することができる。
- (58) 諸録の記を考較して、その生れは崇禎十年六月十八日、剃度は順治五年、付嘱は康熙元年、遷化康熙三十七年と推定、俟考。
- (59) 鐵壁の許に夔郡の司馬江公、鄂陵の文學徐公が相繼いでその子を送って受業せしめた。二人は鐵壁の夢中に現れ、それが正夢となって前後して來山したことが、鐵壁の年譜では、順治五年の条に記されている。
- (60) 康熙元年、同三年の条参照。なお寂年は元年より三十七年後とみる。『楞嚴語録』十二紙。
- (61) 南海とは、別庵が住した普陀山を指していると考えられる。
- (62) 『三峯敏禪師後録』の巻首参照。中華藏二二七九—六九〇四四。
- (63) 聖祖の南巡は、前後六度に及んだが、これはその第四次に当るとみられる。これより先、康熙二十八年には別庵が住した法雨寺に帑を賜い、堂宇の建造に当っている。『普陀洛迦新志』卷六一—二。
- (64) 資料としては、康熙十年序刊の五卷本、康熙四十三年に嘉興楞嚴で付刻された一本（不分卷）康熙四十六年以後に印行されたとみられる後録、（上二卷本）等が伝存する。

(65) この年の風鶴の際、三山は鐵壁を促して五雲堂に迎えている。

(66) 忠州の南、江を隔てる二里に屏風山があり、桐柏山はその山毗左に当る。白巖寺の所在は滄井の地。

(67) 壑は塞の義、音はシユク。但しこの場合、塞地では意味が通じ難い。前出の啐と同じ象徴的行為であろう。嘉興蔵には誤用が見られるので注意を要する。

(68) 鐵壁による「囑體如靜主」には、隱隱潛潜たり獨爪龍喜びて山峽に隨うて圓通に透る 雷雨風雪にも蹤を見ず、とこれは或いは閉関後のことであろうか。師が平素隱逸を好み、安穩を喜んだことを思わせる。

(69) 『笠峯敏禪師語録』卷三十一六。中華藏二一七九、No.四八三。

(70) 他に偈を囑された門人としては、慈祥禪人、覺後堂、弗也忍監寺、慈運監寺、一指侍者、桂輪常侍者、辰恒禪人、應真知客、三一濟禪人、王溪禪人等が挙げられる。その他に若干代囑の例があることもいわれている。

(71) 巴掌の寂年をめぐる異説等について「鐵眉慧麗とその禪風」の項でやや詳しく論じた。

(72) 『續燈正統』卷十八、に略伝を収める。

(73) 湖廣施州衛三渡屯觀音山熊耳庵、順治六年に出住、金福山廻龍禪院には順治七年晋住。

(74) 『耳庵高禪師語録』中華藏二一五八、No.二四三。

(75) その伝歴については、『清史稿』三三一・二五七・一九八一

聚雲派法化の展開（長谷部）

（中華書局本）参照。

(76) 『卓峰珏禪師語録』が唯一の資料である。中華藏二一七七、No.四四四所収。

(77) 寶光院、常樂寺ともに州の東十里にあり。

(78) 中華藏二一七九、No.四八六。

(79) 中華藏二一七七、No.四四五参照。

(80) 本録に序を寄せた超原は、別庵が辛未年に『同門録』を集したといっている。このうち少なくとも別庵の伝は、編者として名を挙げる弘秀の手に成るものであろう。

(81) 年時は、順治九年以後のこととみられる。

(82) 『三山年譜』三四紙参照。

(83) 印記されたのは、これより先順治十五年のことと思われる。

(84) 夔州府雲陽県にあり。山号は磐石山。

(85) 忠州梁山県五雲禪院。三山は順治十七年ここに結制している。

(86) 四人とは、千夫、無言、大衍、立雪を指すものと思われる。『三山年譜』三四紙。

(87) 前掲書、五九紙参照。

(88) 同じく『三山年譜』四三紙。

(89) 『破山禪師語録』卷四一〇、中華藏二一五一、No.一七七〇。

(90) 中華藏二一七七、No.四四二。

(91) その時期は、康熙八年のこととみられる。

聚雲派法化の展開（長谷部）

(92) 『雲溪浪亭挺禪師語録』行實参照。中華藏二一六六、No.二九四。

(93) 康熙二十一年、汪星斗等三居士が衆を率いて高峯に、桂林圓通に説法せられんことを請うている。性證と桂林との関わりは、桂林大參を通じてであろうか。

(94) この一門では他に、華侍者、定學人、聖化主の存在が知られるが、嗣法の事実は明らかでない。なお華侍者は早世している。

(95) 玉眉の奄化は、康熙十七年ないしその翌年頃と推定される。一門の諸師は何れも短命で嗣を設けるまでに至っていないことが注目される。